

福 指 第 467 号  
令和 4 年 2 月 1 日

各高齢者施設及び事業所の管理者 様  
各障害者施設及び事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部長

感染者が発生した際のクラスター抑止策について（情報提供）

日頃、本県の健康福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、感染者が発生した場合の対応の参考とするため、クラスターが発生した施設、発生しなかった施設への調査等を行い、その結果をとりまとめたので、情報提供します。

アンケートに御協力いただいた施設の意見にはなりますが、感染者が発生してもクラスターにならなかった対策として共通していたポイントは、下記のとおりでした。詳しい調査結果はホームページに掲載しましたので、各事業所で御活用いただくとともに、今一度、クラスターを発生させないよう基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。感染者が発生しても職員一人一人が自信を持ってケアを行えるようになることが大切です。

記

感染者が発生してもクラスターにならなかった施設の5つのポイント※

1	職員に症状があるときは休むことを徹底
2	全職員のマスク着用、ケアごとの手洗いなど基本的感染対策の徹底
3	全職員参加の感染知識対策研修の定期的実施
4	個人防護具の着脱訓練の実施
5	感染者が発生した想定で訓練の実施

※ 対策実施率が100%でないものもあります。

●新型コロナウイルス感染者発生施設アンケート調査結果について

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/coronafaq.html>

担当 福祉長寿局福祉指導課  
電話 054 - 221 - 2960